

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年12月9日（平成27年（行個）諮問第195号）

答申日：平成29年3月27日（平成28年度（行個）答申第214号）

事件名：本人の遺族補償年金支給請求等に対する不支給決定に関する調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人からの被災労働者亡Aについての労働者災害補償保険遺族補償年金支給請求及び同葬祭料請求に対する平成27年特定月日付け不支給決定を行った際の調査書類等の関係書類すべて（添付の不支給決定通知の写し（省略）参照）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、青森労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年7月10日付け青労発基0710第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

審査請求に係る処分において不開示とされた部分は、いずれも法14条各号にいう不開示情報には該当しない。

よって、審査請求人は、審査請求の趣旨記載の裁決を求める。

（2）意見書

ア 諮問庁から提出された理由説明書・3（2）ア記載の不開示とされた各情報について

（ア）これらの情報は、いずれも、今後、審査請求人が、労災不支給決定に対して、再審査請求ないし取消訴訟等を行う場合には、当然に若しくは文書送付嘱託や文書提出命令等により開示されることになるものであるから、法14条2号イに該当するので、全部開示がな

されるべきである。

(イ) また、聴取内容は、それ自体では、個人を特定できるものではなく、被聴取者が不当な干渉を受ける等の個人の権利利益が害される現実的な証拠は何ら存在しないのであるから、法14条2号には該当しない。

仮に、弁護士である当職らや審査請求人本人が被聴取者に対して、何らかの不当な干渉等をするという趣旨で理由説明書が書かれているのであるとすると、根拠に欠ける言いがかりと言わざるを得ない。

イ 諮問庁から提出された理由説明書・3(2)イ記載の不開示とされた各情報について

(ア) 一般に印影は、外部の者に表示することが予定されているものであって、開示されたとしても、当該事業場がそれ自体で何らの不利益も受けないのであるから、法14条3号イには該当しない。

また、事業場の内部情報であっても、開示されたからといって当該事業場の正当な利益が害されるとは限らない。なお、当該事業場が何らかの違法不当なことをしていたのであれば、その点については、そもそも「正当な利益」があるとはいえない。

(イ) また、理由説明書は、この部分において、あたかも、弁護士である当職らや審査請求人本人が、印影を偽造し、当該事業場に対して何らかの不当な干渉等をするかのように書かれている。しかし、そのような証拠は一切無く、根拠に欠けるのみならず、当職らや審査請求人の人格権等を侵害する違法な言いがかりであるので、断固抗議し、諮問庁に対し、この部分の記載の撤回を求める。

ウ 諮問庁から提出された理由説明書・3(2)ウ記載の不開示とされた各情報について

(ア) 諮問庁の述べている点のうち理由説明書・3(2)ア及び同イと共通する点は、上述と同様である。

(イ) また、審査請求人が申請した労災の認定自体は既に終了しているのであるから、既に得ているはずの被聴取者からの申述を得られなくなったり、既に得ているはずの被聴取者からの申述を得られなくなったり、既に得ているはずの事業場からの協力を得られなくなったりすることはあり得ない。

さらに、これらの情報は、いずれも、今後、審査請求人が、労災不支給決定に対して、再審査請求ないし取消訴訟等を行う場合には、当然に若しくは文書送付嘱託や文書提出命令等により開示されることになるものである。これらの情報は、労災を申請した者が不支給決定を受けて不服申立てや訴訟をする限りは、いずれは開示されるものであって、不開示を前提としてこれらの情報を取り扱おうとす

ることそのものが、協力者への欺瞞であって、事務処理の「適正な」遂行とはいえない。

(ウ) ゆえに、これらの情報が開示されたとしても、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすことはないのであるから、これら情報は法14条7号には該当しない。

エ 結論

よって、審査請求人の請求に係る情報は、その全部が開示されるべきである。

なお、一般に、労災不支給決定後の段階で、労災不支給決定を受けた者に対して審査請求等において的を得た主張・意見を述べるために必要な情報をほとんど開示しない現在の運用は、審査請求手続の公正さを失わせる不当なものであり、改められるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成27年5月12日付けで、原処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「請求人からの被災労働者についての労働者災害補償保険遺族補償年金支給請求及び同葬祭料請求に対する平成27年特定月日付け不支給決定を行った際の調査書類等の関係書類すべて」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成27年9月8日付け（同月10日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる情報については、不開示理由について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求人からの被災労働者についての労働者災害補償保険遺族補償年金支給請求及び同葬祭料請求に対する平成27年特定月日付け不支給決定を行った際の調査書類等の関係書類すべてである。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の②、4の①、17の②、20の②、27、28、30、31の

②， 32の①， 36の①， 38の①及び41の②の不開示部分は，請求者以外の氏名，印影など，請求者以外の個人に関する情報であって，請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため，当該情報は，法14条2号本文に該当し，かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書番号1の③，13，14，15，16，17の②，18，19，20の①，21，22，32の②及び36の③の不開示部分は，特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり，請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には，被聴取者が，不当な干渉を受けることが懸念され，請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため，当該情報は，法14条2号本文に該当し，かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち，文書番号1の①，2の①，3，4の②，23の①，24，26の①，31の①，32の③，33，34，35，36の②，37，38の②，39及び41の①の不開示部分は，特定事業場等の印影である。印影は，書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり，かつ，これにふさわしい形状のものであることから，これらの情報が開示された場合には，偽造により悪用されるおそれがある等，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち，文書番号23の②，26の②及び32の②の不開示部分は，特定事業場の業務内容に関する情報等であり，当該事業場が一般に公にしていらない内部情報である。そのため，仮にこれらの情報が開示された場合には，当該事業場が，当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法14条3号イに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書番号1の③，13，14，15，16，17の①，18，19，20の①，21，22，32の②及び36の③の不開示部分は，労働基準監督署の調

査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記（２）ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法１４条７号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（イ）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号２３の②及び３２の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記（２）イ（イ）で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法１４条７号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の２欄に掲げる情報については、法１４条２号、３号イ及び７号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①平成２７年１２月９日 諮問の受理

- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③平成28年1月12日 審議
- ④同月18日 審査請求人より意見書を收受
- ⑤平成29年2月14日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥同年3月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人からの被災労働者亡Aについての労働者災害補償保険遺族補償年金支給請求及び同葬祭料請求に対する平成27年特定月日付け不支給決定を行った際の調査書類等の関係書類すべて（添付の不支給決定通知の写し（省略）参照）」に記録された保有個人情報であり，具体的には，別表の1欄に掲げる文書番号1ないし文書番号41の文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は，本件対象保有個人情報の一部について，法14条2号，3号イ及び7号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，不開示部分の全てを開示すべきであるとしている。

これに対して，諮問庁は，諮問に当たり，原処分で不開示とした部分のうち，一部を新たに開示した上で，別表の2欄に掲げる部分については，なお不開示とすべきとしている。

このため，本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について，以下，検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 別表に掲げる文書番号1（脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の判断のための調査復命書）①，文書番号2（年金・一時金支給決定決議書等①）①，文書番号3（年金・一時金支給決定決議書等②），文書番号4（調査資料目次）②，文書番号23（報告書等）①，文書番号24（会社概要），文書番号26（雇用契約書等）①及び②，文書番号31（注文書及び請求書等）①，文書番号32（最終現場にかかる報告書等）③，文書番号33（事業主証明に係る回答），文書番号35（雇用保険被保険者記録照会に関する回答），文書番号36（意見書写し）②，文書番号37（CT画像），文書番号38（救急活動状況に係る回答書）②，文書番号39（診療給付履歴の照会に対する回答）及び文書番号41（実地調査復命書（伺い）等）①の不開示部分について

当該不開示部分は，特定事業場の名称，代表者名，所在地，電話番号，労働保険番号，労働者数，工事名，印影，設立年月日，取引銀行，主得

意先，仕入れ先，建設業許可番号及び許可の有効期間，事業所番号，注文書及び請求書の記載内容，建設工事請負契約書の記載内容，請負金額等である。

ア 当該不開示部分のうち，文書番号24の2頁3行目4文字目ないし11文字目，14行目11文字目ないし16文字目，19文字目ないし23文字目及び15行目並びに文書番号32③の2頁2行目3文字目，4文字目，6文字目及び8文字目，16行目，17行目及び14頁（1行目及び「送信元」欄を除く。）については，原処分で既に開示されている情報とほぼ同一の内容又は同情報の内容から推認できる内容であり，これらを開示しても，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法14条3号イに該当せず，開示すべきである。

イ 当該不開示部分のうち，文書番号39の3頁医療機関名及び所在地の記載については，被災労働者の配偶者である審査請求人が知り得る情報であり，これらを開示しても，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法14条3号イに該当せず，開示すべきである。

ウ その余の部分については，当該事業場の内部管理情報であって，審査請求人が知り得るものでもないから，これらを開示すると当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条3号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書番号1（脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の判断のための調査復命書）②，文書番号2（年金・一時金支給決定決議書等①）②，文書番号17（聴取書⑤）②，文書番号20（聴取書⑦）②，文書番号27（諸給与支払内訳明細書等），文書番号28（出勤簿），文書番号30（出面表②），文書番号31（注文書及び請求書等）②，文書番号32（最終現場にかかる報告書等）①，文書番号36（意見書写し）①，文書番号38（救急活動状況に係る回答書）①及び文書番号41（実地調査復命書（伺い）等）②の不開示部分について

当該不開示部分は，審査請求人以外の個人の氏名（氏のみの場合を含む。），所属，役職，署名，印影，諸給与支払内訳明細書の記載，出勤簿及び出面表の記載等であり，それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人

を識別することができるものに該当する。

ア 当該不開示部分のうち、文書番号2の5頁及び6頁の医師署名及び印影については、死亡診断書を作成した医師の署名及び印影であり、審査請求人が承知している情報であると認められることから、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

イ その余の部分は、法14法2号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、当該部分について、法15条2項による部分開示を検討すると、不開示とされた部分のうち、審査請求人以外の個人の氏名、所属、役職、署名及び印影は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。また、個人識別部分を除いた部分については、自己の勤務状況等の通常、人に知られたくない機微な情報であり、これを開示すると、事業場の関係者等には当該労働者が特定され、関係者等にこれらの情報が知られることにより、当該労働者の権利利益を侵害するおそれがないとは認められないため、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書番号1（脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の判断のための調査復命書）③及び文書番号36（意見書写し）③の不開示部分について

当該不開示部分は、労働基準監督署の調査担当官が本件労災給付請求に対する処分にあたり審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び被聴取者の立場及び氏名（氏のみの場合を含む。）であり、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

ア 当該不開示部分のうち、被聴取者の立場及び氏名（氏のみの場合を含む。）については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄

当該不開示部分には、特定事業場の関係者の氏名が記載されており、かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の氏名及び聴取実施者であることを示す○印については、法14条2号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、

法15条2項による部分開示の余地もない。

また、聴取実施者であることを示す○印を付記されていない者の氏名についても、法14条2号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ その余の部分については、これを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表に掲げる文書番号4（調査資料目次）①の不開示部分について

当該不開示部分は、労働基準監督署の調査担当官が聴取した審査請求人以外の個人の所属、職名、氏名及び聴取年月日である。

当該不開示部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

法15条2項による部分開示について検討すると、聴取年月日は、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれはないことから、部分開示すべきである。

しかしながら、その余の部分は、個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分のうち、聴取年月日は、法14条2号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表に掲げる文書番号13（聴取書②）、文書番号14（聴取書③）、文書番号15（聴取書④）、文書番号16（電話聴取書①）、文書番号17（聴取書⑥）①、文書番号18（電話聴取書②）、文書番号19（聴取書⑥）、文書番号20（聴取書⑦）①、文書番号21（電話聴取書③）及び文書番号22（電話聴取書④）の不開示部分について

ア 当該不開示部分のうち、住所、職業、氏名、生年月日、年齢、聴取年月日、署名及び印影は、それぞれ一体として法14条2号本文前段

に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法15条2項による部分開示について検討すると、聴取年月日は、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないと認められ、さらに、これを開示しても、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

しかしながら、その余の部分は、個人識別部分であり、法15条2項の部分開示の余地はないことから、法14条2号に該当する。

したがって、当該不開示部分のうち、聴取年月日は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 当該不開示部分のうち、聴取内容は、これを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表に掲げる文書番号23（報告書等）②の不開示部分について

当該不開示部分は、労働基準監督署の調査担当官の求めに応じて、特定事業場から提出された資料の不開示部分であり、これを開示すると、事業場及び関係者の労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表に掲げる文書番号32（最終現場にかかる報告書等）②の不開示部分について

ア 当該不開示部分のうち、4頁3行目3文字目、4文字目、6文字目、7文字目、9文字目、10文字目及び5頁「聴取年月日」欄については、特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれ、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及

び労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14号2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 当該不開示部分のうち、4頁2行目7文字目ないし15文字目、5頁「所属事業場職名・氏名」欄及び「所在地・TEL」欄の記載は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ その余の部分については、労働基準監督署の調査担当官が本件労災給付請求に対する処分に当たり、審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、上記(5)イと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(8) 別表に掲げる文書番号34（作業日報の写しの提出依頼に関する回答）の不開示部分について

ア 当該不開示部分のうち、1頁3行目並びに2頁4行目3文字目、4文字目、6文字目、8文字目及び9文字目については、労働基準監督署調査担当官による電話調査の日付であり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14号3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 当該不開示部分のうち、2頁「調査の相手」及び「調査内容」の不開示部分は、上記(6)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 当該不開示部分のうち、3頁の不開示部分は、労働基準監督署が特定事業場に依頼した内容であり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、青森労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、青森労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされており、また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリントが送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書及び事件プリントの内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

文書番号	1 対象 文書名	2 不開示を維持する部分	3 不開示 情報 (法14条 該当号)			4 開示すべき 部分
			2 号	3 号 イ	7 号 柱 書き	
1	脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の判断のための調査復命書	① 1 頁元請事業場名，元請事業場所在地，電話番号，労働保険番号，労働者数，「事案の概要」欄の不開示部分，3 頁「負荷要因の状況」欄 1 行目 2 9 文字目，2 行目 1 文字目，4 頁「負荷要因の状況」欄 1 行目 2 9 文字目，2 行目 1 文字目，5 頁「負荷要因の状況」欄 2 行目 2 文字目，3 文字目及び 8 頁「症状の出現時の状況」欄 1 行目 1 文字目 ないし 6 文字目		○		なし
		② 1 頁元請事業場代表者名及び 8 頁記載の事業場関係者氏名	○			なし
		③ 3 頁「労働時間」欄 7 行目 2 9 文字目ないし 8 行目 1 2 文字目，「労働時間以外の負荷要因」欄 2 行目 1 2 文字目ないし 4 行目 1 2 文字目，4 頁「労働時間」欄 6 行目 1 4 文字目ないし 8 行目 1 3 文字目，「労働時間以外の負荷要因」欄 2 行目 1 2 文字目ないし 4 行目 1 2 文字目，5 頁「	○		○	なし

		労働時間以外の負荷要因」欄 2行目12文字目ないし4行 目12文字目, 6頁「所定労 働時間, 所定休暇時間, 所定 休日等」欄のうち, 就業規則 の有無及び賃金規程の有無の 記載, 10頁「専門医の意見 書」欄27行目11行目ない し29行目20文字目, 12 頁「労働時間の推計方法」の 「2 終業時刻」項目の4行 目15文字目ないし6行目3 文字目及び7行目4文字目な いし8行目17文字目				
2	年金・一 時金支給 決定決議 書等①	①1頁「労働保険番号」欄, 「事業場名」欄, 9頁記載の 労働保険番号及び11頁記載 の労働保険番号		○		なし
		②5頁及び6頁の医師署名及 び印影	○			全て
3	年金・一 時金支給 決定決議 書等②	1頁「労働保険番号」欄, 「事業場名」欄, 6頁記載の 労働保険番号及び8頁記載の 労働保険番号		○		なし
4	調査資料 目次	①資料項目9ないし19の聴 取対象者及び聴取年月日, 資 料項目29記載の個人名部分 並びに資料項目32の聴取対 象者及び聴取年月日	○			聴取年月日
		②資料項目33の14文字目 ないし24文字目及び資料項 目34の12文字目ないし2 2文字目		○		なし
5	申立書	—				—
6	聴取書①	—				—
7	聴取書②	—				—
8	ご送付状	—				—

9	委任状	—				—
1 0	給与明細	—				—
1 1	源泉徴収票	—				—
1 2	上申書兼報告書	—				—
1 3	聴取書②	1頁2行目7文字目ないし25文字目, 3行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 8文字目, 9文字目, 2頁「聴取年月日」欄, 「所属事業場職名・氏名」欄, 所在地, 「TEL」欄及び「聴取内容」欄の記載内容(項目を除く。)	○		○	聴取年月日(1頁3行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 8文字目, 9文字目及び2頁「聴取年月日」欄)
1 4	聴取書③	1頁2行目7文字目ないし25文字目, 3行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 8文字目, 9文字目, 2頁「聴取年月日」欄, 「所属事業場職名・氏名」欄, 所在地, 「TEL」欄, 「聴取内容」欄の記載内容, 3頁2行目5文字目ないし23文字目, 3行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 8文字目, 4頁2行目3文字目ないし19文字目, 3行目3文字目ないし15文字目, 4行目3文字目ないし16文字目, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 11文字目, 13文字目, 16文字目, 17文字目, 7行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 8文字目及び4頁8行目ないし14頁15行目の不開示部分(項番を除く。)	○		○	聴取年月日(1頁3行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 8文字目, 9文字目, 2頁「聴取年月日」欄並びに3頁3行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 8文字目及び4頁7行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 8文字目)

1 5	聴取書④	1頁2行目7文字目ないし2 5文字目, 3行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 8文字 目, 9文字目, 2頁「聴取年 月日」欄, 「所属事業場職 名・氏名」欄, 所在地, 「T E L」欄及び「聴取内容」欄 の記載内容(項目を除く。)	○	○	聴取年月日(1 頁3行目3文字 目, 4文字目, 6文字目, 8文 字目, 9文字目 及び2頁「聴取 年月日」欄)
1 6	電話聴取 書①	1頁2行目7文字目ないし2 5文字目, 3行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 7文字 目, 9文字目, 10文字目, 2頁「聴取年月日」欄, 「所 属事業場職名・氏名」欄, 所 在地, 「T E L」欄及び「聴 取内容」欄の記載内容	○	○	聴取年月日(1 頁3行目3文字 目, 4文字目, 6文字目, 7文 字目, 9文字 目, 10文字目 及び2頁「聴取 年月日」欄)
1 7	聴取書⑤	①1頁2行目5文字目ないし 17文字目, 3行目3文字 目, 4文字目, 6文字目, 8 文字目, 9文字目, 2頁2行 目3文字目ないし18文字 目, 3行目3文字目ないし5 文字目, 4行目3文字目ない し14文字目, 5行目7文字 目, 8文字目, 10文字目, 11文字目, 13文字目, 1 4文字目, 17文字目, 18 文字目, 6行目3文字目, 4 文字目, 6文字目, 8文字 目, 9文字目及び2頁8行目 ないし10頁8行目(項番を 除く。)	○	○	聴取年月日(1 頁3行目3文字 目, 4文字目, 6文字目, 8文 字目及び9文字 目並びに2頁7 行目3文字目, 4文字目, 6文 字目, 8文字目 及び9文字目)
		②11頁全て	○		なし
1 8	電話聴取 書②	1頁2行目7文字目ないし1 9文字目, 3行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 7文字 目, 9文字目, 10文字目,	○	○	聴取年月日(1 頁3行目3文字 目, 4文字目, 6文字目, 7文

		2頁「聴取年月日」欄，「所属事業場職名・氏名」欄，所在地，「TEL」欄及び「聴取内容」欄の記載内容			字目，9文字目，10文字目及び2頁「聴取年月日」欄)
1 9	聴取書⑥	1頁2行目5文字目ないし17文字目，3行目3文字目，4文字目，6文字目，8文字目，9文字目，2頁2行目3文字目ないし18文字目，3行目3文字目，4文字目，4行目3文字目ないし14文字目，5行目7文字目，8文字目，10文字目，11文字目，13文字目，14文字目，18文字目，19文字目，6行目3文字目，4文字目，6文字目，8文字目，9文字目，2頁8行目ないし5頁4行目（項番を除く。）及び6頁不開示部分	○	○	聴取年月日（1頁3行目3文字目，4文字目，6文字目，8文字目，9文字目及び2頁6行目3文字目，4文字目，6文字目，8文字目，9文字目並びに6頁不開示部分（調査対象者を除く。））
2 0	聴取書⑦	①1頁2行目5文字目ないし18文字目，3行目3文字目，4文字目，6文字目，8文字目，9文字目，2頁2行目3文字目ないし25文字目，3行目3文字目ないし5文字目，4行目3文字目ないし15文字目，5行目7文字目，8文字目，10文字目，12文字目，13文字目，16文字目，17文字目，6行目3文字目，4文字目，6文字目，8文字目，9文字目及び2頁8行目ないし6頁17行目（項番を除く。）	○	○	聴取年月日（1頁3行目3文字目，4文字目，6文字目，8文字目，9文字目及び2頁6行目3文字目，4文字目，6文字目，8文字目，9文字目）
		②7頁不開示部分全て	○		なし

2 1	電話聴取書③	1頁2行目7文字目ないし20文字目, 3行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 7文字目, 9文字目, 10文字目, 2頁「聴取年月日」欄, 「所属事業場職名・氏名」欄, 所在地, 「TEL」欄及び「聴取内容」欄の記載内容	○		○	聴取年月日(1頁3行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 7文字目, 9文字目, 10文字目及び2頁「聴取年月日」欄)
2 2	電話聴取書④	1頁2行目7文字目ないし20文字目, 3行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 7文字目, 9文字目, 10文字目, 2頁「聴取年月日」欄, 「所属事業場職名・氏名」欄, 所在地, 「TEL」欄及び「聴取内容」欄の記載内容	○		○	聴取年月日(1頁3行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 7文字目, 9文字目, 10文字目及び2頁「聴取年月日」欄)
2 3	報告書等	① 2頁印影部分		○		なし
		② 4頁ないし6頁の不開示部分		○	○	なし
2 4	会社概要	2頁3行目4文字目ないし11文字目, 7行目, 8行目, 9行目6文字目ないし26文字目, 11行目6文字目ないし29文字目, 12行目, 13行目6文字目ないし30文字目, 14行目11文字目ないし16文字目, 19文字目ないし23文字目及び15行目の不開示部分		○		2頁3行目4文字目ないし11文字目, 14行目11文字目ないし16文字目, 19文字目ないし23文字目及び15行目の不開示部分
2 5	商業登記簿履歴	—				—
2 6	雇用契約書等	① 2頁印影部分		○		なし
		② 4頁不開示部分		○		なし
2 7	諸給与支払内訳明細書等	2頁ないし14頁の不開示部分	○			なし

28	出勤簿	2 頁ないし 17 頁の不開示部分	○			なし
29	出面表①	—				—
30	出面表②	1 頁 2 行目 1 文字目ないし 4 文字目, 7 文字目ないし 10 文字目及び 2 頁ないし 4 頁の不開示部分	○			なし
31	注文書及び請求書等	① 2 頁ないし 24 頁の不開示部分		○		なし
		② 2 頁ないし 24 頁の不開示部分のうち, 個人名に係る部分	○			なし
32	最終現場にかかる報告書等	① 2 頁送信者氏名及び 3 頁	○			なし
		② 4 頁 2 行目 7 文字目ないし 15 文字目, 3 行目 3 文字目, 4 文字目, 6 文字目, 7 文字目, 9 文字目, 10 文字目, 5 頁「聴取年月日」欄, 「所属事業場職名・氏名」欄, 「所在地・TEL」欄及び「聴取内容」欄の記載内容の不開示部分	○	○	○	4 頁 3 行目 3 文字目, 4 文字目, 6 文字目, 7 文字目, 9 文字目, 10 文字目及び 5 頁「聴取年月日」欄
		③ 2 頁不開示部分 (①の部分を除く。), 5 頁 3 行目 1 文字目ないし 7 文字目及び 6 頁ないし 14 頁の不開示部分		○		2 頁 2 行目 3 文字目, 4 文字目, 6 文字目及び 8 文字目, 16 行目, 17 行目及び 14 頁 (1 行目及び「送信元」欄を除く。)
33	事業主証明に係る回答	1 頁 3 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 2 頁不開示部分及び 3 頁不開示部分		○		なし

3 4	作業日報 の写しの 提出依頼 に関する 回答	1 頁ないし 3 頁の不開示部分		○	○	1 頁 3 行目及び 2 頁 4 行目 3 文 字目, 4 文字 目, 6 文字目, 8 文字目及び 9 文字目並びに 3 頁の不開示部分
3 5	雇用保険 被保険者 記録照会 に関する 回答	3 頁ないし 6 頁の不開示部分 全て		○		なし
3 6	意見書写 し	① 2 頁印影部分及び 6 頁印影 部分	○			なし
		② 2 頁記載の労働保険番号, 事案の経過 1 行目 4 5 文字目 ないし 4 9 文字目, 3 頁記載 の労働保険番号, 4 頁記載の 労働保険番号, 6 頁記載の労 働保険番号及び 8 頁記載の労 働保険番号		○		なし
		③ 3 頁の「依頼事項にかかる 意見」欄 1 行目 4 4 文字目な いし 3 行目 3 1 文字目	○		○	なし
3 7	CT 画像	3 4 頁記載の労働保険番号		○		なし
3 8	救急活動 状況に係 る回答書	① 2 頁担当者氏名	○			なし
		② 3 頁項目 3 の記載部分及び 4 頁右上メモ書き部分		○		なし
3 9	診療給付 履歴の照 会に対す る回答	2 頁印影部分, 3 頁の印影部 分, 医療機関名及び所在地の 記載		○		3 頁医療機関名 及び所在地の記 載
4 0	気象デー タ検索結 果等	—				—

4 1	実地調査 復命書（ 伺い）等	① 1 頁労働保険番号，常時労働者数，事業場名，所在地，工事名，5 頁不開示部分，19 頁事業場名称，所在地，労働保険番号，電話番号及び工事名		○		なし
		② 2 1 頁ないし 2 6 頁の不開示部分		○		なし